

地区音響装置に係る施行規則・規格改正の要点

施行規則・規格改正の要点

施行規則の一部を改正する省令 (平成9年自治省令第19号 H9.3.31)

自動火災報知設備に関する事項

- (1) 地区音響装置の区分鳴動方式の見直しがなされた。
5階以上3,000㎡を越えるもので出火階、直上階の区分鳴動を設定するものは、一定時間経過又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に一斉鳴動に切り替わること。非常用放送設備も同様とされた。(自火報の規格上は、細則で対応)
- (2) 地区音響装置の技術基準が整備された。
 - ・音声警報によるものと、それ以外のものに区分し、基準が整備された。
 - ・地区音響装置は、消防庁長官の定める基準に適合するものであることとされた。
- (3) 発信機の設置及び維持の基準が整備された。
自火報の一部として、発信機及びその表示灯の設置基準等が整備された。

施行期日等

規則改正の施行日は、平成 9年7月 1日
規格改正の施行日は、平成 9年5月 1日
いずれも猶予期間は、平成11年6月30日まで

規格の一部を改正する省令 (平成9年自治省令第24・25号 H9.4.23)

- (1) 地区音響停止スイッチ
地区音響停止スイッチが停止状態であっても、火災信号を受信した場合は一定時間以内(一定時間経過後)に鳴動状態となること。火災表示中に停止状態とした場合も、一定時間経過後または新たな火災信号を受信したときは再鳴動状態となること。

地区音響の完全停止スイッチを設ける場合は、受信機の内部(前面に設ける場合は2以上の操作または暗証番号による)に設け、操作中は音響装置および専用の注意灯が点滅すること。
- (2) 地区音響鳴動装置
地区音響鳴動装置について、ベル・ブザー等の音響によるものとスピーカー等の音声によるものに区分され、その規定が整備された。

鳴動

音響による地区音響装置を確実に鳴動させること。
音声警報は感知器作動警報と火災警報に分け、鳴動方法は次による。一報目は、「感知器作動警報」を発し、第二報、発信機からの火災信号、火災確認信号を受信したとき、又は一定時間が経過したときは、「火災警報」を発すること

構成

音声警報は、音声の他警報音によることとし、その波形、周波数、周期が規定され、音声は感知器作動警報が女声、火災警報が男声によるものとされた。

感知器作動警報及び火災警報以外の「女声による火災報知設備等に係る情報を発する機能」を設けることができるようになった。

- (3) 最大負荷に係る規定の整備
受信機および予備電源の地区音響装置に係る最大負荷は、「接続されるすべて」になった。

地区音響装置の基準

地区音響装置、スピーカの構造及び機能の基準が定められた。
用語の意義が定められた。

地区音響装置 受信機の地区音響鳴動装置から発せられた信号を受信して、音響又は音声により火災の発生を報知するものをいう。

音響装置 ベル、ブザー、スピーカ等の音響又は音声による警報を発するものをいう。

音声切替装置 地区音響鳴動装置から、音響による警報を発する音響装置を鳴動させるための信号を受信した時に、音声により警報を発する音響装置に信号を発信してこれを鳴動させるものをいう。

地階を除く階数が5以上で延べ面積3,000㎡以上の特定防火対象物は音声による警報が望ましい。

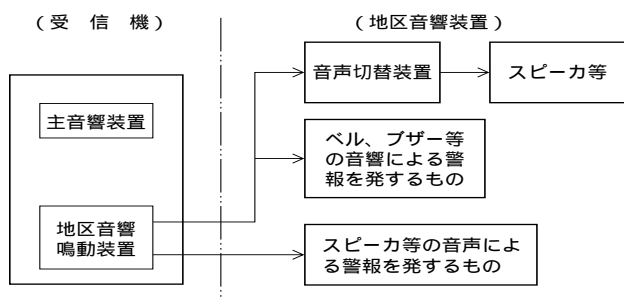
地区音響装置として、告示基準に適合した鑑定品または非常警報設備の認定品である非常ベル及び自動式サイレンの音響装置並びに放送設備のスピーカを使用することができる。

猶予期間

自火報の受信機	平成11年6月30日
非常用放送設備	平成10年6月30日
地区音響装置	当分の間(極力上記認定品を)

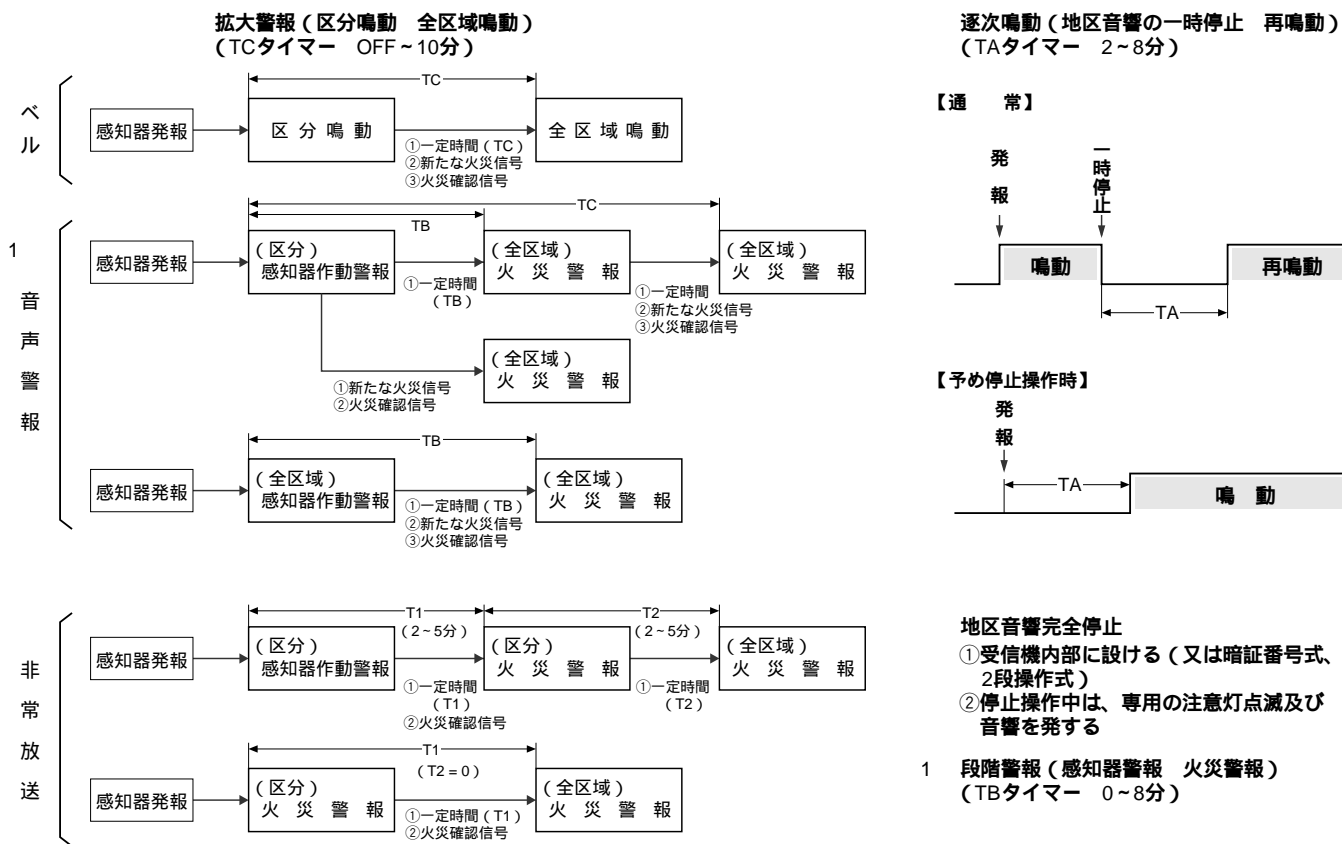
旧受信機の対策

- ① 猶予期間内(平成9年7月1日~平成11年6月30日)までに旧受信機を設置する場合は、次の事項を受信機の付近に掲示又は書類で明示すること。(再鳴動、一斉鳴動しないもの)
ア 区分鳴動の場合、火災時に取るべき具体的操作手順
イ 地区音響停止スイッチは、常に定位置にしておく旨
- ② 既存の防火対象物についても、同様の措置を講ずることが望ましい。



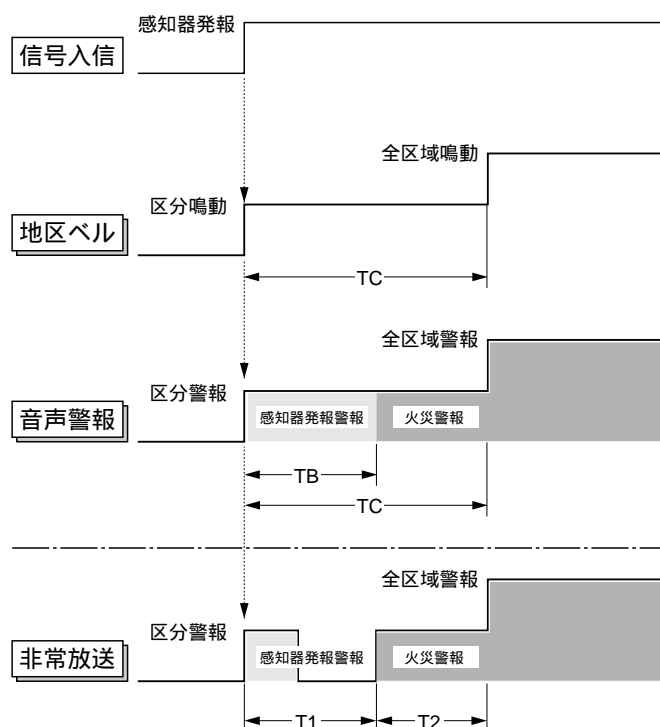
地区音響装置に係る施行規則・規格改正の要点

地区音響装置の鳴動方法と鳴動停止機能



地区音響装置の鳴動パターン

タイマー作動



新たな火災信号等

